

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 27日

岩手県知事 達増拓也 殿

提出者

住 所 岩手県北上市北工業団地6番6号
氏 名 株式会社ジャパンセミコンダクター
取締役社長 川越 洋規
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0197-71-3003

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第2項10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ジャパンセミコンダクター 本社・岩手事業所
事業場の所在地	岩手県北上市北工業団地6番6号
計画期間	令和 5年 4月 1日 ~ 令和 8年 3月 31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	電子部品・デバイス・電子回路製造業
②事業の規模	製造製品出荷額 467億円 (2021年度実績)
③従業員数	800名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

岩手県
県南広域振興局
(日本工業規格 A列4番)

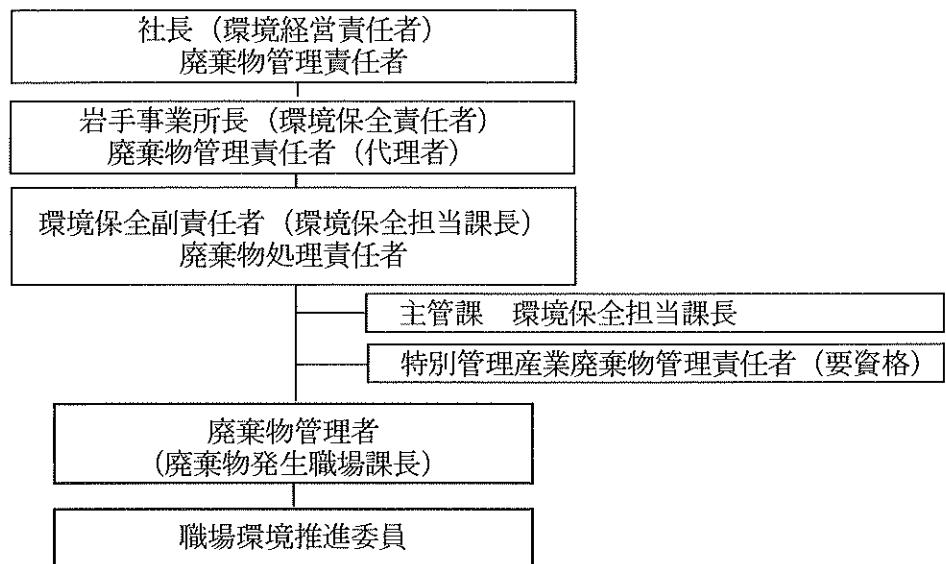
- 5.6.27

花保セ第150-1号

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり	
①現状	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
(今後実施する予定の取組)	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり	
①現状	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
(今後実施する予定の取組)	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t

(第4面)

自ら行う特別産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】 別紙のとおり			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	全処理委託量	t	t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	
	再生利用業者への 処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	
電子情報処理組織の使用 に関する事項	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	
	(今後実施する予定の取組)			
	【前年度（令和4年度）実績】			
※事務処理欄	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	88.2 t		
	(今後実施する予定の取組等)			
<p>現在、廃棄物の処理を委託している全ての処理委託先と電子マニフェストによる運用を行っている。</p> <p>今後、新規処理委託先への委託を行う場合でも、電子マニフェストを導入している委託先を選定し運用するよう推進していく。</p>				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

2023年度

多量排出事業者の
特別管理産業廃棄物処理計画

株式会社ジャパンセミコンダクター

1.会社の概要

- (1)会社名 株式会社ジャパンセミコンダクター
(2)資本金 150 億円
(3)従業員数 2,100 名
当社の概要については、下記HPを参照のこと
(ホームページアドレス <https://www.jsemicon.co.jp/>)

2. 計画期間

2023年4月1日から2025年3月31日まで東芝デバイス＆ストレージ株式会社の向こう3ヶ年計画において2022年度基準で109%以内に排出抑制する目標としており当事業所もこれに沿い、3ヵ年計画を策定している。

3. 当該事業において現に行っている事業の概要

- (1)従業員数 800名
(2)売上高 467億円(2021年度実績)
(3)製造概要
・主な生産品目 イメージセンサ、アナログ、MCU、ASIC
・生産数 約3,076万個(月平均)(2022年度実績)

当工場は、2016年4月1日付けで株式会社東芝大分工場の一部事業と弊社事業を統合し、株式会社ジャパンセミコンダクターへ社名を変更した。生産品目には変更無く、画像センサー・液晶画面駆動・電化製品用LSI(大規模集積回路)の製造を行っている。当社敷地内には、LSI製造に欠かせない、フォトマスク製造工場である①ディー・ティー・ファインエレクトロニクス株式会社と、LSIのパッケージ工程を担う②株式会社アムコー・テクノロジー・ジャパンが常駐し操業を行っている。そのため、廃棄物の排出においては、株式会社ジャパンセミコンダクター本社・岩手事業所が一体的管理を実施している。

同サイト内常駐会社

- ① ディー・ティー・ファインエレクトロニクス株式会社
・資本金 4.9億円
・従業員数 279名
・売上高 120億円／年(ディー・ティー・ファインエレクトロニクス㈱全体として)
・半導体製造用フォトマスクの製造及び販売それに付帯または関連する一切の事業
② 株式会社アムコー・テクノロジー・ジャパン
・資本金 51.0億円
・従業員数 3,500名 (株)アムコー・テクノロジー・ジャパン全体として)
・売上高 739億円／年(株)アムコー・テクノロジー・ジャパン全体として)
・半導体製品の組立て及びテスト

・ISO14001環境マネジメントシステム (ISO14001:2004 2005年9月移行)

登録日 :1996年2月2日 登録番号 :EC98J2014

認証機関 :㈱日本環境認証機構(略称JACO)

(4) 製造等フローシート

図1;LSI製造工程及びフォトマスク製造工程 参照

(5) 工場配置図

図2;工場配置図 参照

(6) 事業展望

生産量の増加に伴い、計画重量が前年度より増える傾向にあり、現況を考慮し目標値を設定している。

(7) 廃棄物処理フロー図

図3;2022年度 特別管理産業廃棄物処理フロー図 参照

(8) 連絡先

担当者 : 株式会社ジャパンセミコンダクター 岩手事業所

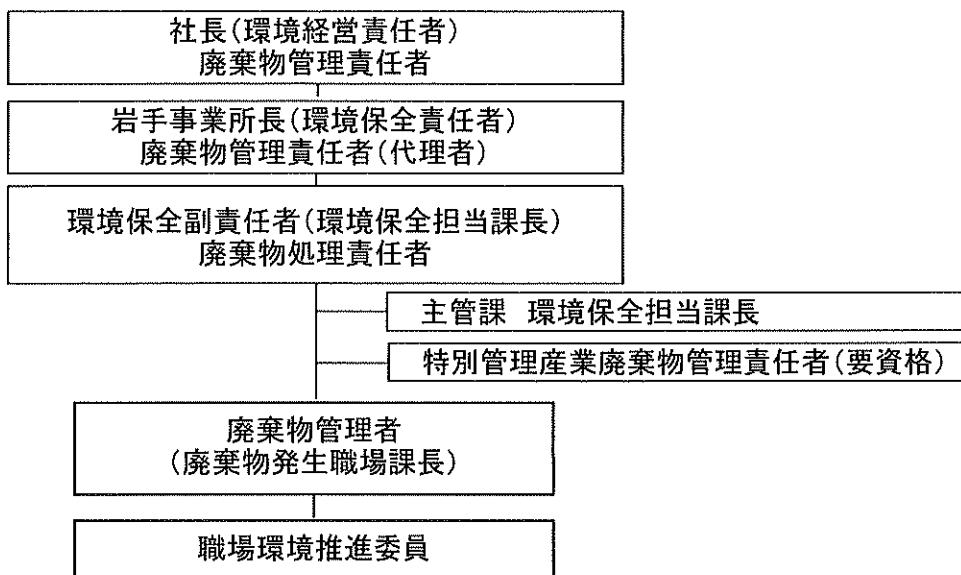
施設管理部 環境保全担当 佐藤 寛

電話番号: 0197-71-3037(ダイヤルイン)

4. 産業廃棄物処理に係る管理体制に関する事項

ISO14001環境マネジメントシステム規程より抜粋

(1) 責任者及び管理体制図



職 制	主な任務
廃棄物管理責任者 (社長)	当社における廃棄物管理業務を統括する。
廃棄物管理責任者代理者 (事業所長)	社長を補佐し、かつ社長の実務代行者として廃棄物管理業務の責任を負う。
廃棄物処理責任者 (環境保全担当課長)	1) 廃棄物の削減及び減量化、再利用及び再資源化を推進する。 2) 廃棄物の処理・処分の適正化。 3) 廃棄物に起因する環境公害発生の防止。 4) 特別管理産業廃棄物管理責任者の選任及び特別管理産業廃棄物管理責任者設置(変更)報告書による行政への届出実施。
廃棄物発生職場課長	1) 自職場の発生量を定期的に把握・管理し、減量化に努める。 2) 再利用・再資源化に努める。 3) 資材・設備等購入時には、納入時の梱包形態から廃棄に至るまでを考慮し再利用化、再資源化、廃棄物の発生量削減及び廃棄物の処分がしやすいよう分別等を心掛けること。 4) 産業廃棄物管理担当者を任命し、任務を遂行させる。
特別管理産業廃棄物 管理責任者(要資格)	1) 特別管理産業廃棄物の排出状況を把握する。 2) 特別管理産業廃棄物の処理計画を立案する。 3) 特別管理産業廃棄物の適正に処理する。
産業廃棄物管理担当者	1) 自職場から発生する廃棄物の種類と重量の記録。 2) 分別保管状況を「産業廃棄物置場点検マニュアル」(EW100-10-11)により点検を行う。 3) 廃棄物排出・搬出方法及び分別管理について職場内に指導する。 4) 特別管理産業廃棄物の施錠管理及び他への混入禁止の指導と点検確認。

(2) 管理体制の強化

① 管理体制

工場内の廃棄物管理者(廃棄物発生職場)から職場単位で「職場環境推進委員」を選任させ、組織編成している。社長(環境経営責任者)、事業所長(環境保全責任者)、環境保全担当課長(環境保全副責任者)の指示の下、実務が行われる。

② 管理方法

廃棄物管理規程と調達管理規程、製品設計において廃棄物化回避のためアセスメント実施。

(3)教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、保管方法に関する留意事項について、従業員教育を行う。

(1回／年)

○廃棄物発生職場課長

該当する管理者を対象として、1回／年の管理者教育を実施する。(構内において発生する産業廃棄物の分別、減量化、再資源化を図る)なお、当年度排出量計画を達成のため部門環境会議(1回/2ヶ月)にて排出実績の進捗を確認し、必要に応じ、減量施策を講じる。

○職場環境推進委員

該当する担当者を対象として、1回／年教育を実施する。(構内において発生する産業廃棄物の分別、減量化、再資源化を図る)

(4)情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため廃棄物の発生状況、ゼロエミッションの達成等情報の公開に努める。当工場のHPにて当該内容を開示すると共に、近隣住民参加による「地域とはじめる環境報告会」で工場説明会を実施し、廃棄物の発生抑制・保管状況を見学してもらい、相互理解を図っている。

5、産業廃棄物の排出の抑制に関する事項【目標値については別紙1～8を参照】

引火性廃油について、製造ラインでの使用量の適正化を行い発生量の抑制を図っている。また、自社排水処理施設での廃酸の受入れ量を拡大し発生量の抑制を図っている。21年度より、引火性廃油の一部を溶剤の原料として有価売価化する運用を開始した。引き続き、廃酸を原料として売却し有価物への転換を図るなど、排出量抑制に向けた取り組みを継続していく。

6、産業廃棄物の分別に関する事項

分別対応は良く出来ていると考えられており、今後も継続し分別を徹底する。

7、自ら行う廃棄物の再生利用に関する事項

再生利用は行っておらず、今後も予定はない。

8、自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

中間処理は行っておらず、今後も予定はない。

9、自ら行う産業廃棄物の埋立て処分又は海洋投入処分に関する事項

埋立て処分、海洋投入処分は行っておらず、今後も予定はない。

10、産業廃棄物の処分の委託に関する事項

(1)うち優良認定処理業者への委託

現処理委託先のうち3社が優良認定処理業者の認定を受けており、21年度より廃棄物処理量の全てが優良認定処理業者への委託となった。

(2)うち再生利用業者への委託

全ての廃棄物は再生利用業者へ委託を行っている。今後は、サーマルリサイクルからマテリアルリサイクル、廃棄物から有価物へ転換できる品目の拡大を図る。

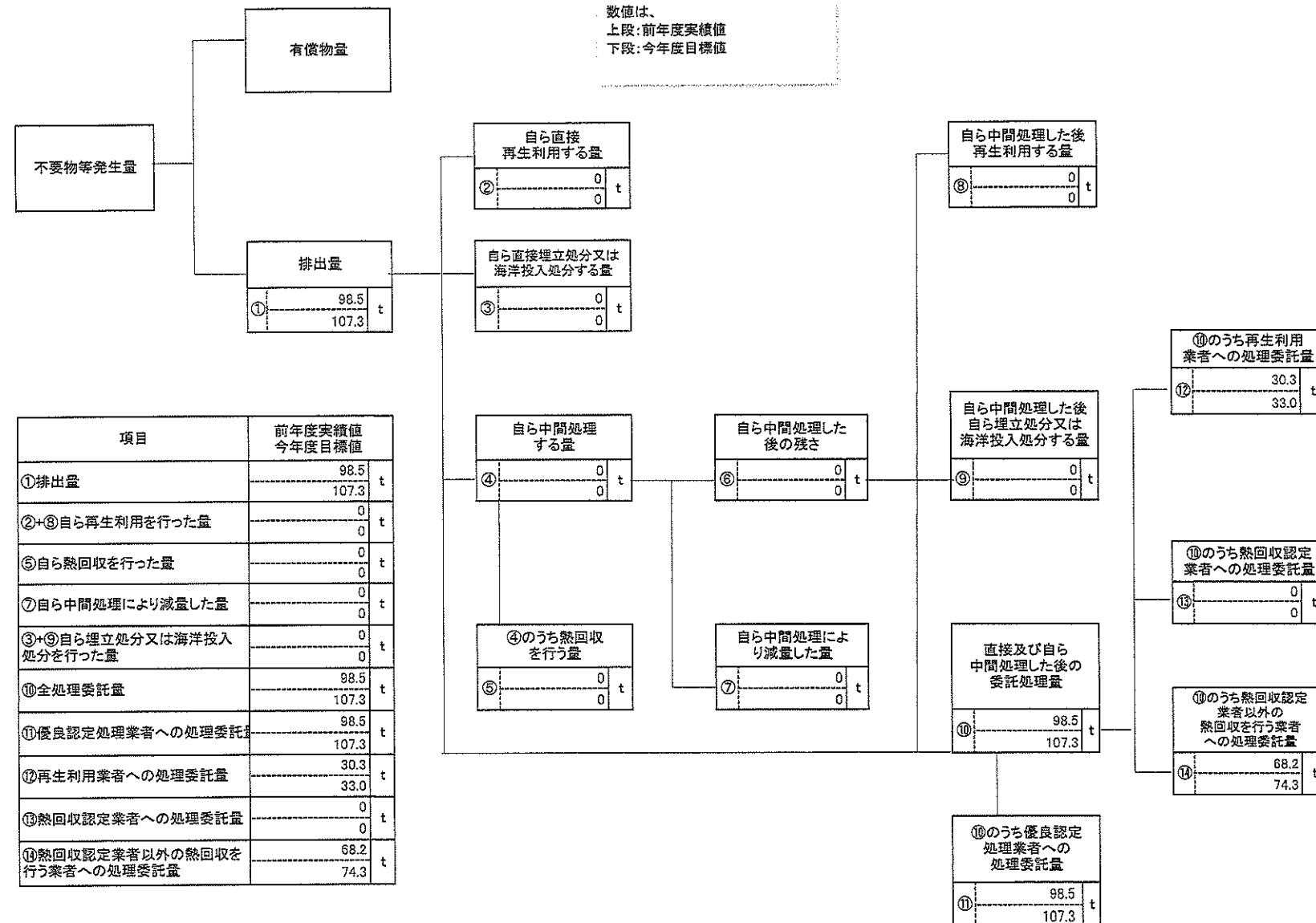
(3)うち熱回収を行う業者への委託(焼却)

引火性廃油においては熱回収を継続する。

以上

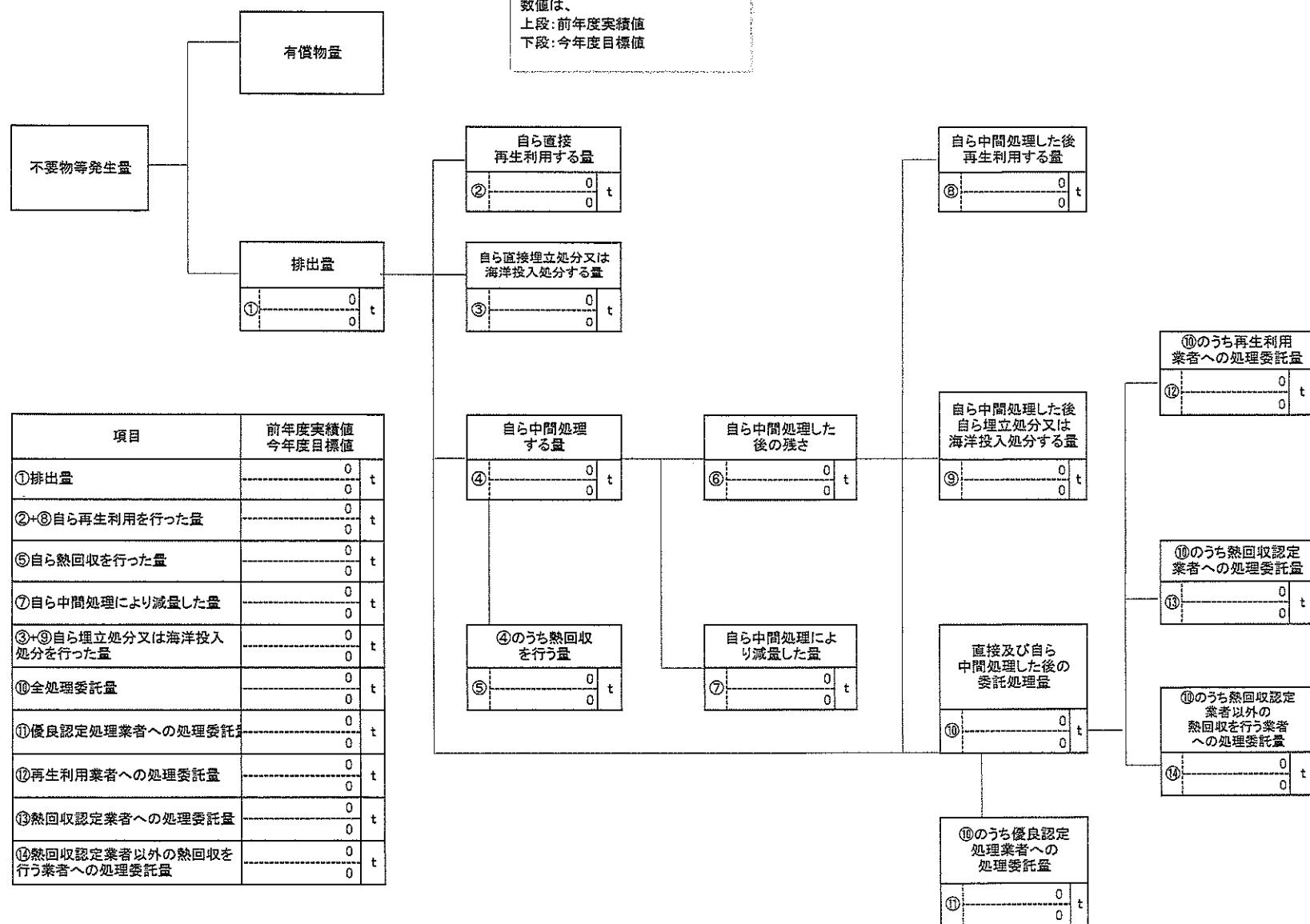
【別紙1】今年度の計画

(特別管理産業廃棄物の種類: 合計)



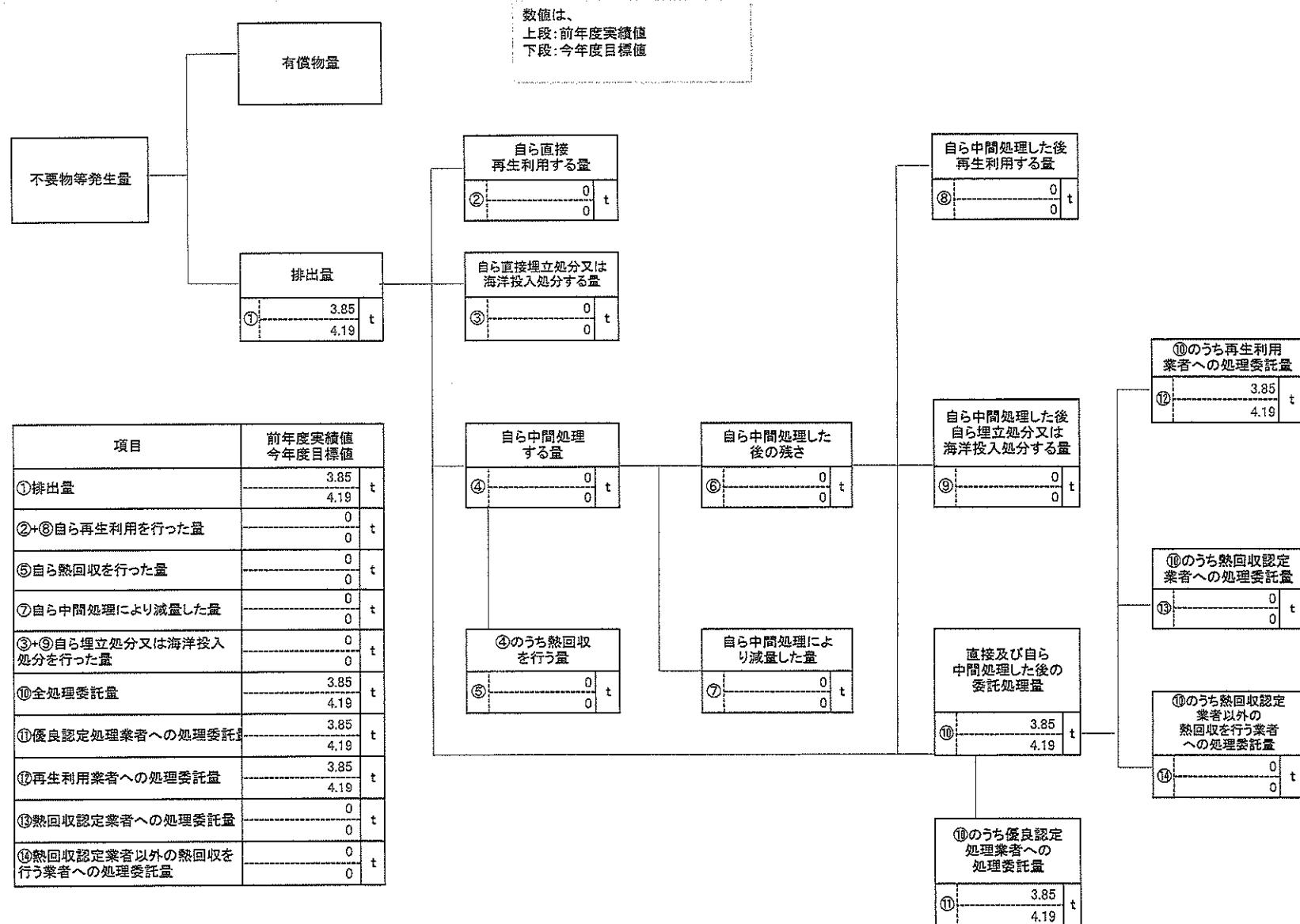
【別紙2】今年度の計画

(特別管理産業廃棄物の種類: 汚泥)



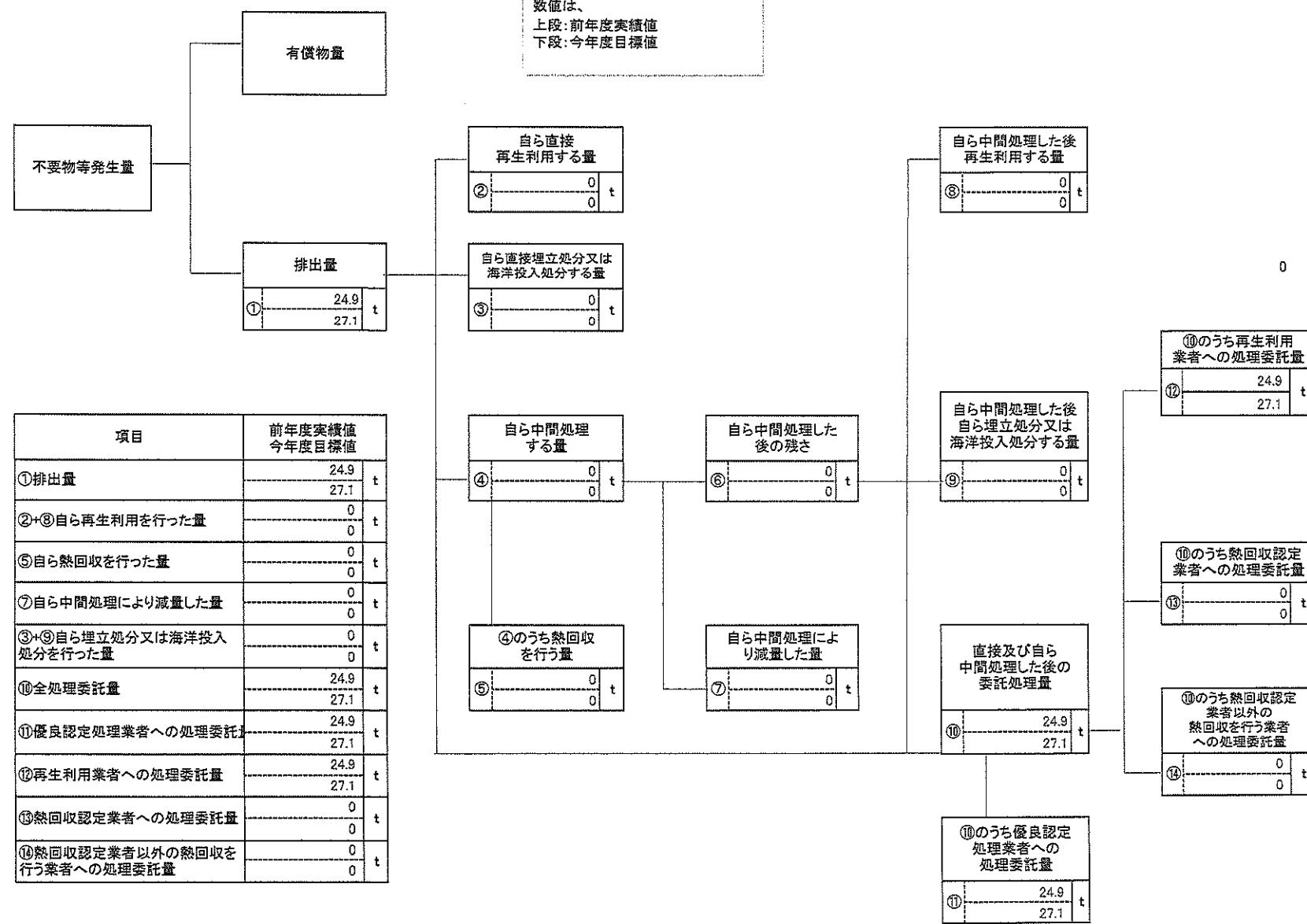
【別紙3】今年度の計画

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)



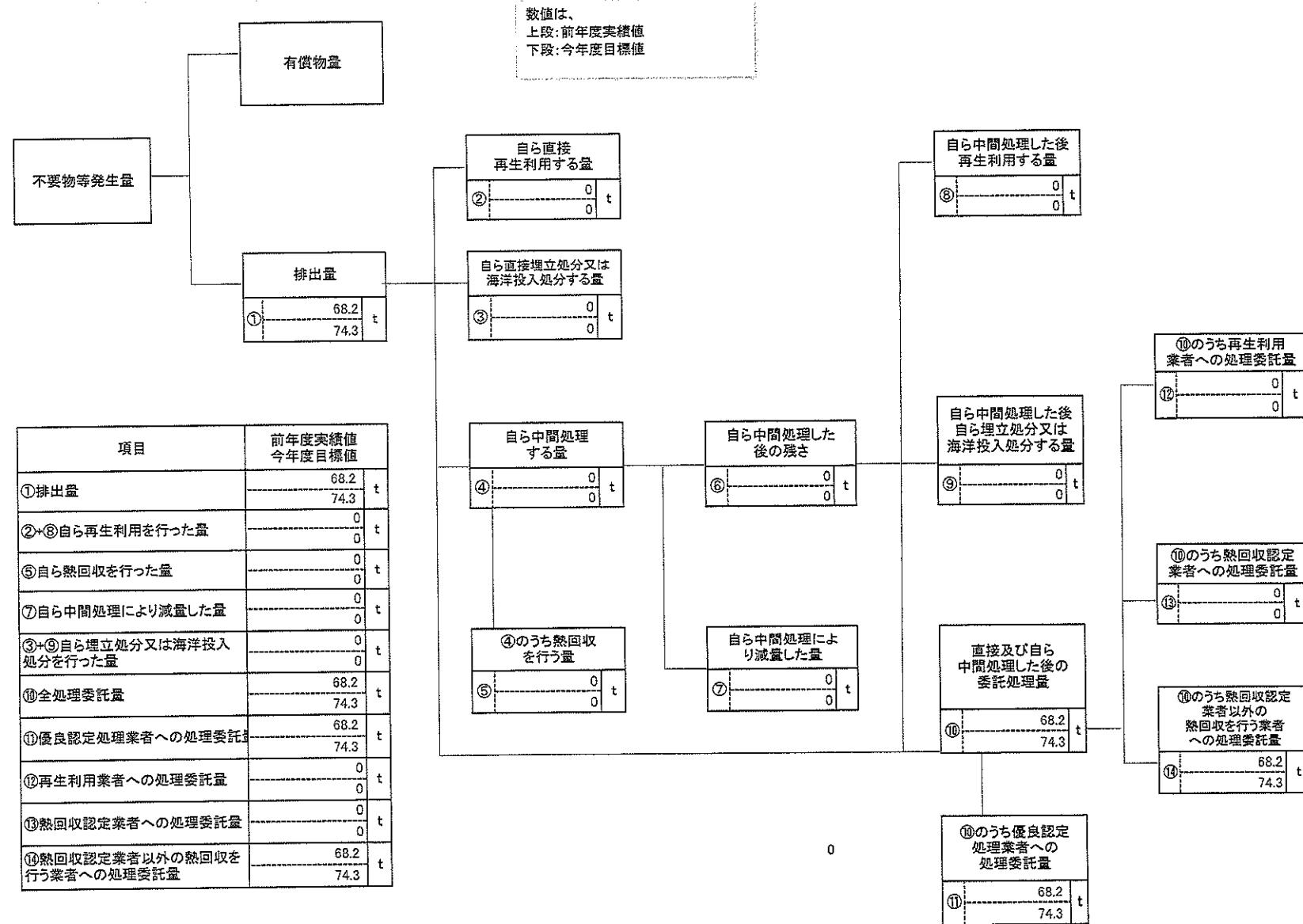
【別紙4】今年度の計画

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃酸)



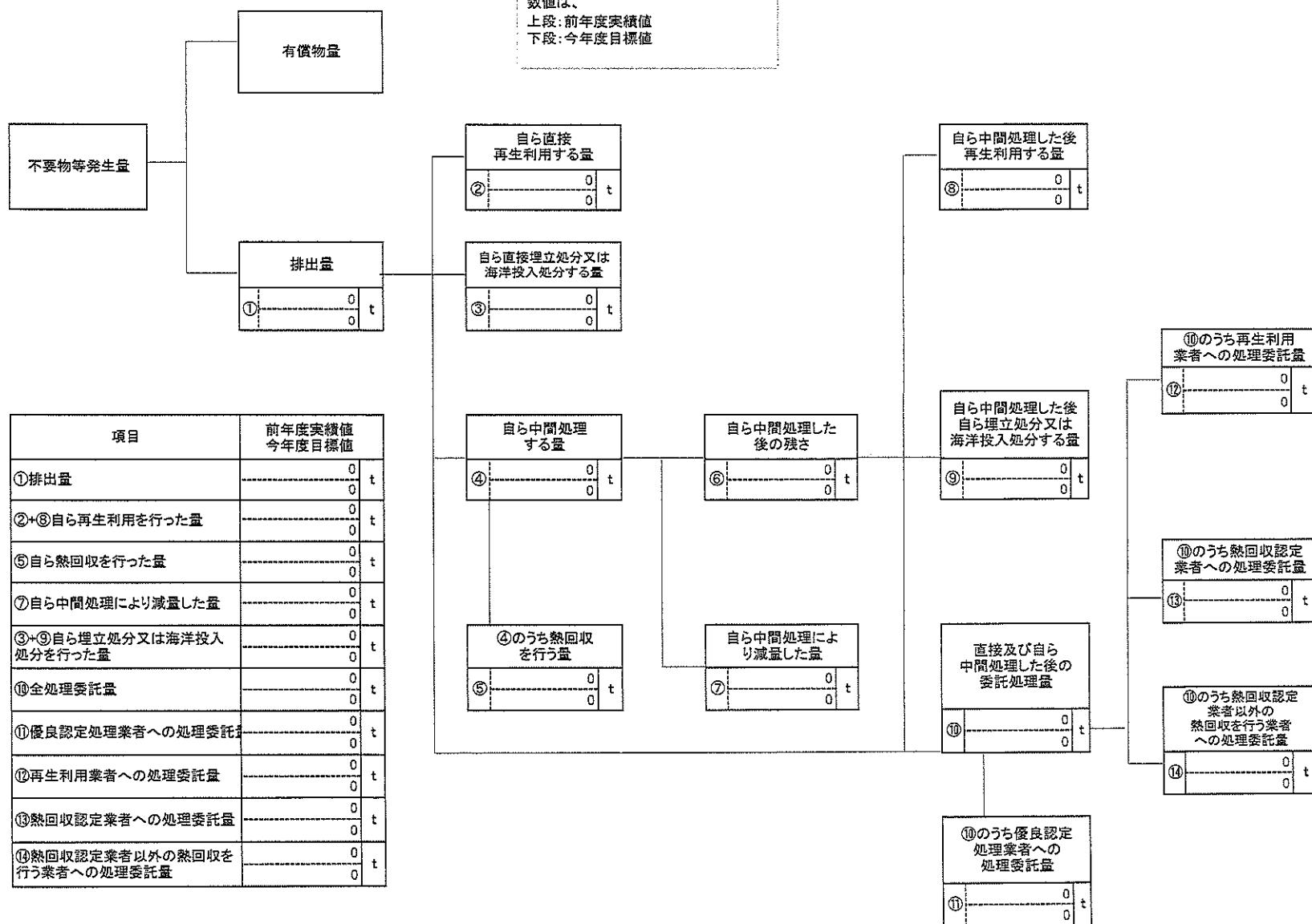
【別紙5】今年度の計画

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃油)



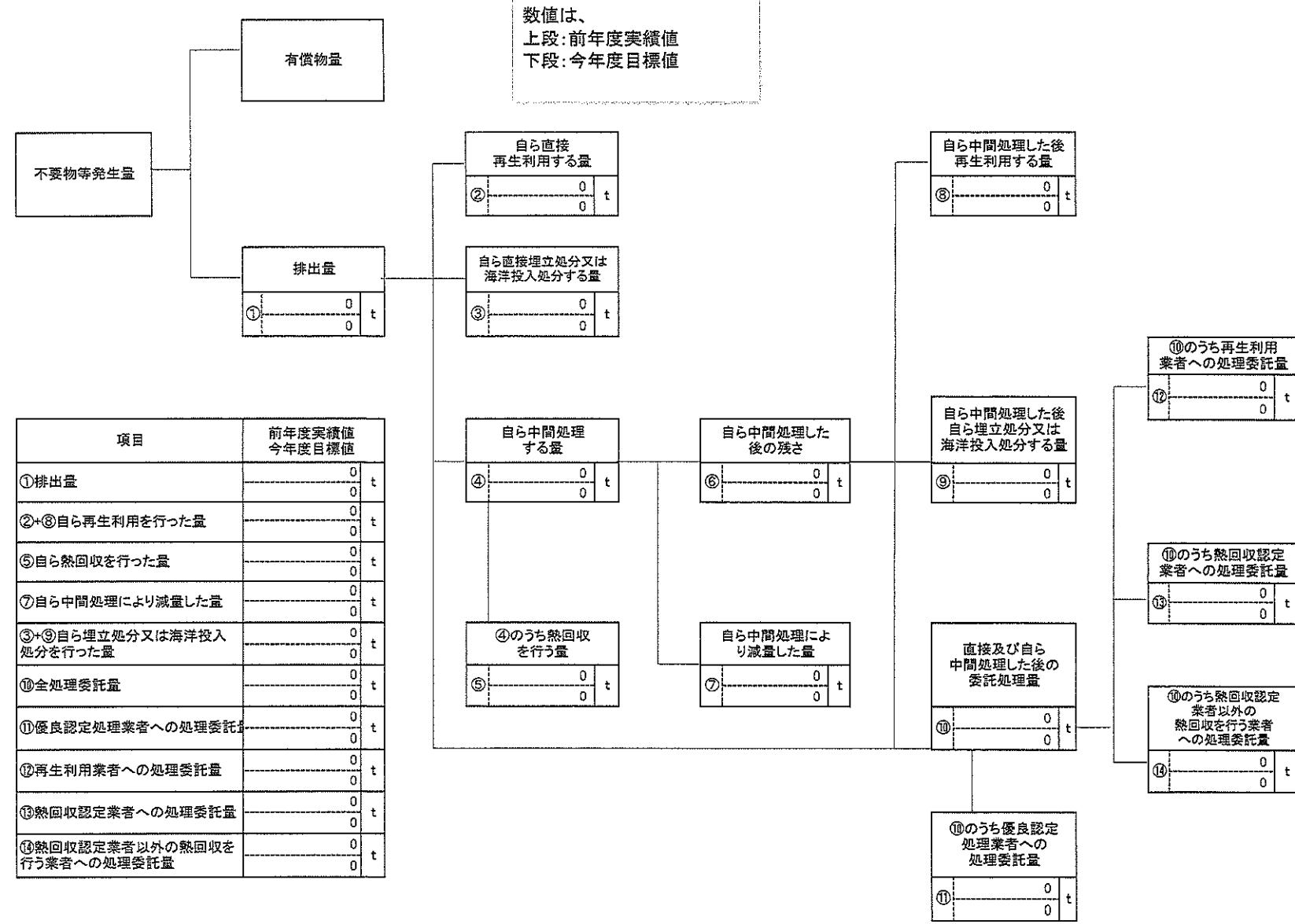
【別紙6】今年度の計画

(特別管理産業廃棄物の種類: 感染性廃棄物)



【別紙7】今年度の計画

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ(有害))



【別紙8】今年度の計画

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃酸(有害))

数値は、

上段:前年度実績値
下段:今年度目標値

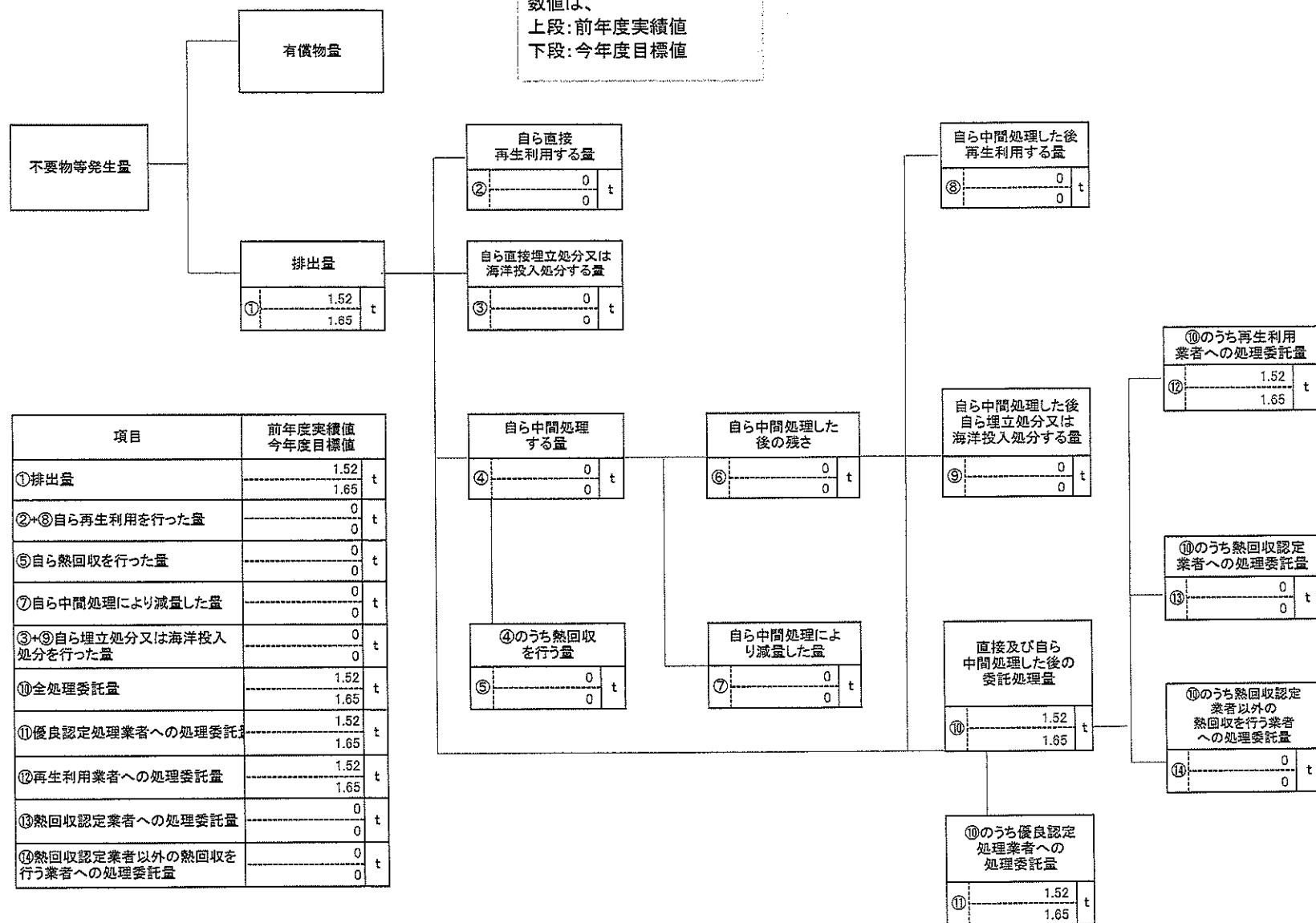


図1 LSIの製造工程

フォトマスク製造工程

ディー・ティー・ファインエレクトロニクス(株)
製造工程

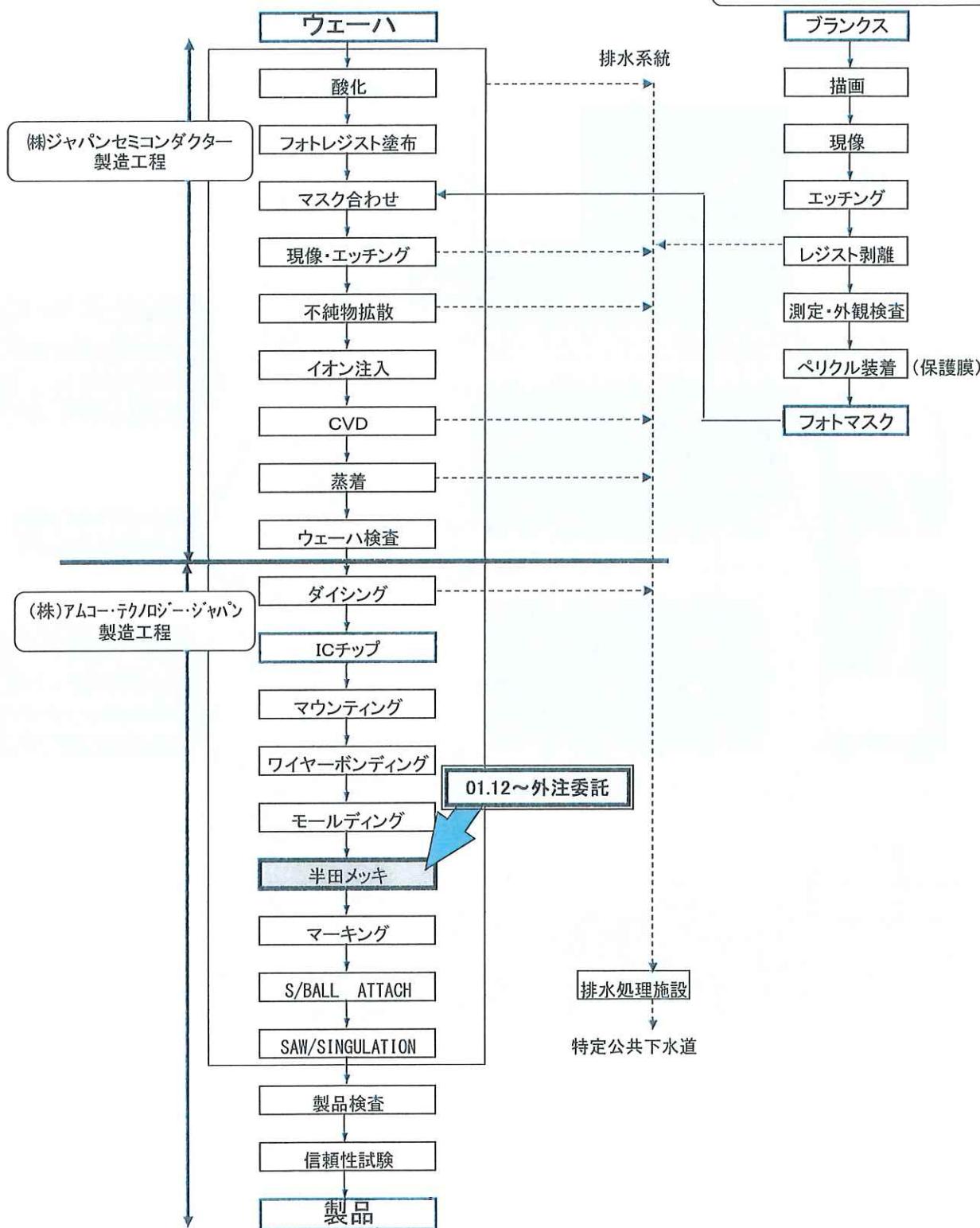


図2 工場配置図

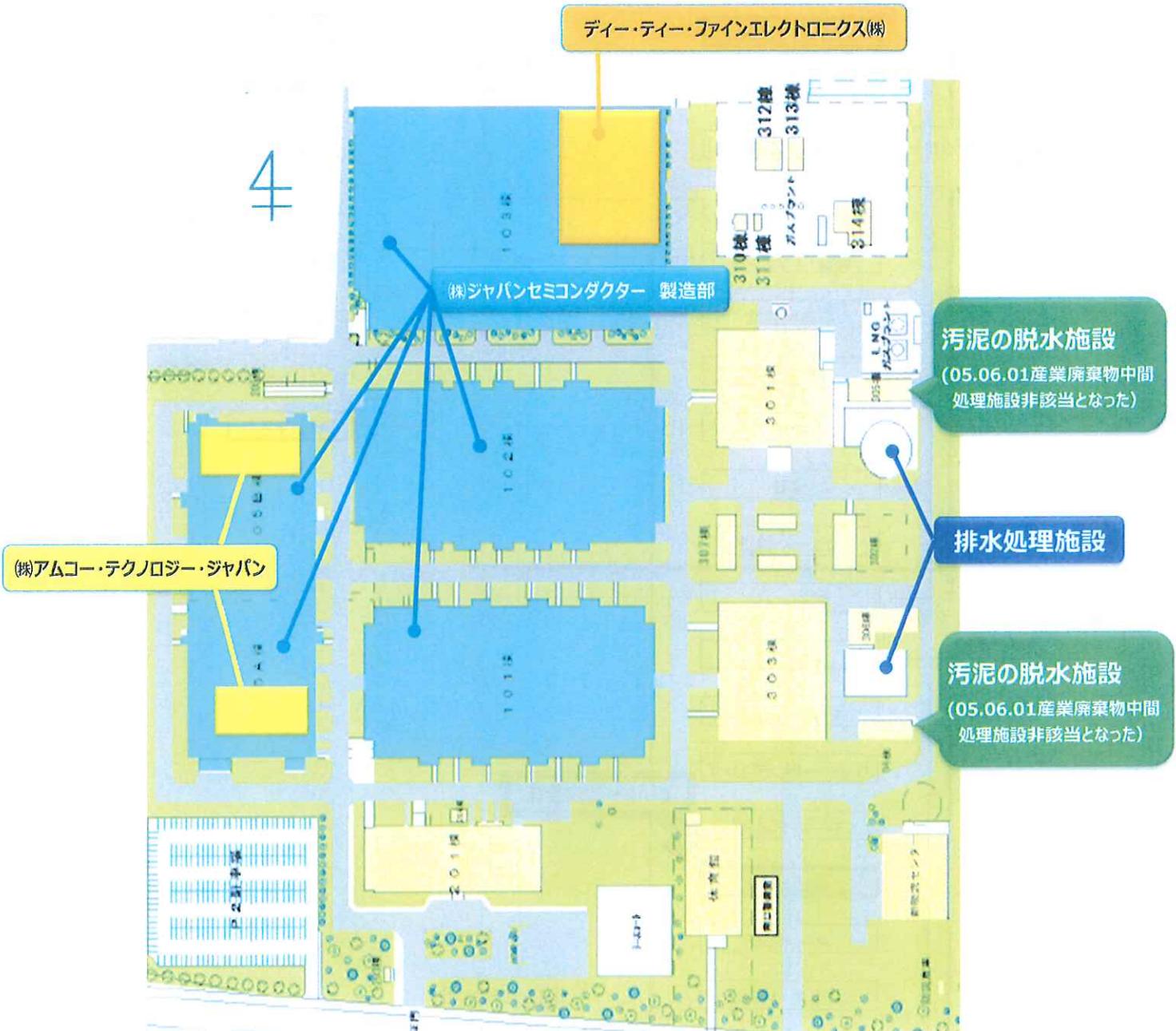
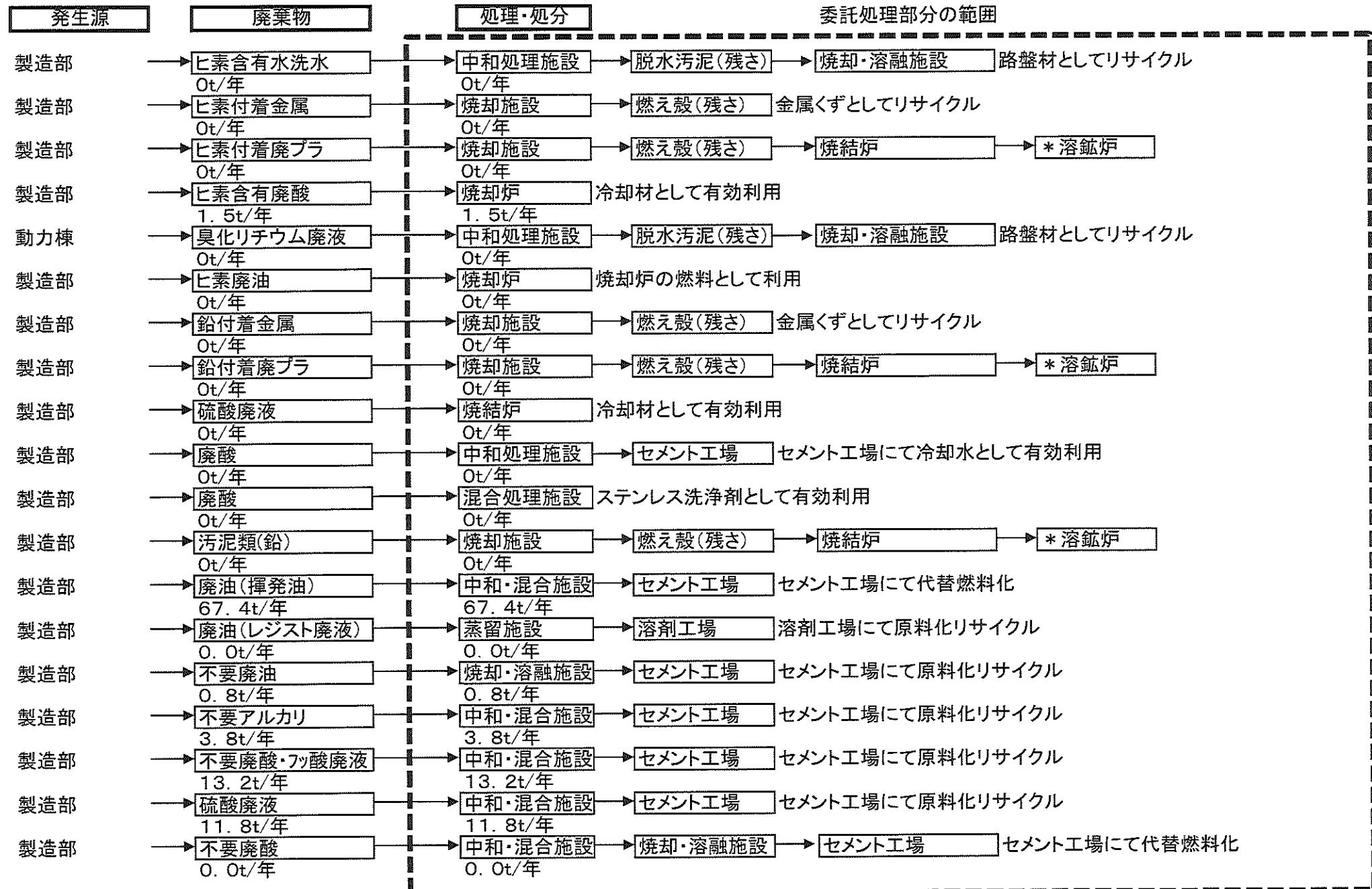


図3 2022年度の特別管理産業廃棄物 処理フロー図



計 98. 5/年